

自己点検事項

◇ 経気管支凍結生検法(D415-5)

(1)専ら呼吸器内科又は呼吸器外科に従事し、呼吸器系疾患の診療の経験を5年以上有する常勤の医師が2名以上配置されている。そのうち少なくとも1名は10年以上の経験を有している。

(適 ・ 否)

(2)診療放射線技師が配置されている。

(適 ・ 否)

(3)急変時等の緊急事態に対応するための体制その他当該検査を行うための体制が整備されている。

(適 ・ 否)

点検に必要な書類等

- ・当該届出に係る常勤医師の出勤簿
- ・当該届出に係る常勤医師の勤務経験が分かるもの

点検に必要な書類等

- ・当該届出に係る診療放射線技師の出勤簿

医療機関コード

保険医療機関名